

## 会 長 談 話

本日、当会会員について、当会が、弁護士法27条違反で告発したことが報道されました。

当会が当会会員を告発していることは事実であり、大変遺憾に存じておりますが、当会は、これまで捜査機関による捜査の進展を優先して、公表は差し控えておりました。当会は、弁護士が市民に信頼される存在であることを目指しており、所属する弁護士に対しても、自覚ある行動を求めています。一部会員の行為によって弁護士全体あるいは弁護士会の信頼が害されることは、大変残念なことです。

当会としては、今後、会員の倫理意識を一層高め、会員一人一人にさらなる自覚を求め、努力を重ねる所存です。

2012年（平成24年）5月1日

大阪弁護士会

会 長 藪 野 恒 明